

近江八幡市告示第47号

近江八幡市一般競争入札における1者入札の取扱要領を次のように制定する。

平成31年3月7日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市一般競争入札における1者入札の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、適正な競争及び公平公正な入札を確保するため、本市が発注する建設工事における一般競争入札において、その参加者が1者となった場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、予定価格1億5,000万円以上の建設工事における一般競争入札とする。ただし、近江八幡市建設工事契約審査会規程(平成22年近江八幡市告示第64号)に基づく近江八幡市建設工事契約審査会(以下「審査会」という。)が認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格要件の設定)

第3条 工事担当課及び発注担当課は、入札参加者が少数になると予想される建設工事においては、工期の設定、工事の仕様、施工の実績、技術者の経験等の入札参加資格の要件等(以下「入札参加要件等」という。)について確認し、入札参加者が少数になる要因がないかどうかについて検討し、審査会に諮るものとする。

(公告)

第4条 前条の規定に基づき、第2条の対象となった建設工事については、一般競争入札の公告において開札の前後にかかわらず、入札参加者が1者のみとなった場合は、当該入札は中止することがある旨を明記するものとする。

(一般競争入札参加資格確認申請において入札参加者が1者となった場合の取扱い)

第5条 一般競争入札の参加資格を入札執行前に確認する場合において、一般競争入

札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出又は申請書の内容を確認し適正と判断されたものが1者であったときは、審査会に諮り当該入札は中止する。ただし、審査会において入札参加要件等の見直しができないものとされ、入札を継続することが適当であると判断された場合は、この限りでない。

2 前項の規定に基づき一般競争入札を中止したときは、入札参加要件等を見直し、再度公告を行うものとする。

3 第1項ただし書の規定により入札を継続するときは、入札参加資格確認申請を行った者に入札参加資格確認通知を行うものとする。

（開札時において入札参加者が1者となった場合の取扱い）

第6条 入札執行時に入札参加者が1者と判明した場合又は前条第1項ただし書の規定により入札を執行した場合の取扱いは、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 落札率が95パーセント以上となった場合 当該入札の落札決定を保留し、工事内訳書の内容を調査し、及び審査会に諮り、落札決定を行うかどうかを判断するものとする。

(2) 落札率が95パーセント未満の場合で応札額が最低制限価格又は低入札調査基準価格以上の場合 直ちに落札決定を行う。ただし、入札執行官が入札経過等に疑義があると判断した場合は、落札決定を保留し、必要な調査を行い、及び審査会に諮り、落札決定を行うかどうかを判断するものとする。

(3) 予定価格を超過した場合 予定価格を事後公表として取り扱う一般競争入札においては再度入札を行い、応札額が予定価格を下回った場合は、前2号に準じて取り扱うものとする。

（一般競争入札を中止した場合の手続）

第7条 前2条の規定に基づき、一般競争入札を中止することとなった場合は、その旨を第5条の規定に基づき申請書を提出しその内容が適正と判断された者又は当該一般競争入札に参加した者に通知するものとする。

（異議申出等）

第8条 この要領に基づき一般競争入札を中止した場合の異議の申出はできないもの

とする。

2 この要領に基づき一般競争入札を中止した場合において、その中止した理由は開示しない。

(調査等の協力)

第9条 第3条及び第5条の規定に基づく入札参加要件等の確認及び見直し並びに第6条の規定に基づく調査については、審査会の要請により発注担当課及び専門的な知識を有する関係課（以下「関係課等」という。）が協力して行うものとし、関係課等により審査会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知をした建設工事について適用する。